

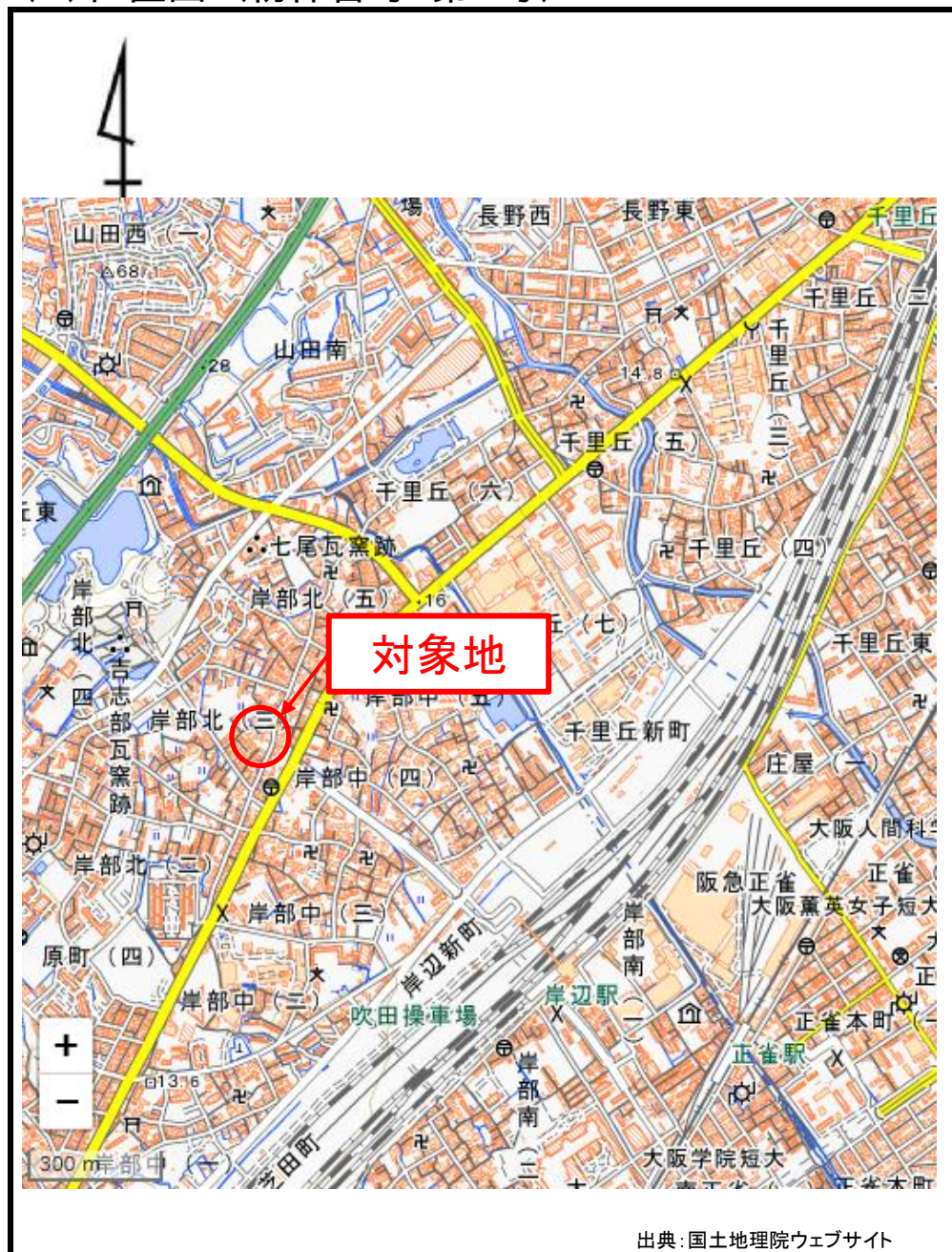
物 件 明 細

物件番号	所在地	吹田市岸部北三丁目394番11 (吹田市岸部北三丁目16番付近)	地目	宅地	交通機関	JR東海道本線 岸辺駅 北西 約 850m	最低 使用料 (年額)	670,000円/年						
1	(住居表示)													
土地の概要					特記事項									
面積	使用許可対象面積				340.30 m ²									
接面道路 の状況	南東側：市道・幅員約 4.0m・舗装有・高低差 無				<p>1 平面駐車場(コインパーキングを含む。)等、平面利用を想定しております。</p> <p>2 本物件は、都市計画道路豊中岸部線予定地内であるため、使用開始後5年以内に当該道路事業の実施に伴い、更新許可を行わない場合があります。 なお、使用期間の最長は令和7年3月31日までとします。</p> <p>3 対象地への車両等の出入りについては、吹田市及び大阪府吹田警察署と協議し許可を得てください。なお、アスファルト舗装等の施設又は工作物の撤去、形状変更等については、吹田市と協議し、その整備等に要する費用は全て使用者の負担となります。 (お問い合わせ先) 吹田市土木部 道路室 管理グループ 電話 06-6872-6114 大阪府吹田警察署 交通課 電話 06-6385-1234(代)</p> <p>4 対象地におけるネットフェンスの撤去、形状変更等又は照明等の施設の設置については、大阪府茨木土木事務所と協議してください。 ただし、対象地南西側のブロック塀(内側へ突出している部分を含む。)が一部隣接土地にまたがる状態で設置され、また、対象地西角には電柱の根元が存置されていますが、これらについては撤去等はできません。 (お問い合わせ先) 大阪府茨木土木事務所 管理課 電話 072-627-1121(代)</p> <p>5 雨水や汚水の排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないでください。排水等の処理については、吹田市と協議してください。 (お問い合わせ先) 吹田市下水道部 水循環室 管理担当 電話 06-6384-2068</p> <p>6 電気の引込みについては、大阪府茨木土木事務所及び関西電力株式会社と協議してください。また、電気の引込みに伴う協議及び費用の一切の件については、全て使用者において行ってください。 (お問い合わせ先) 大阪府茨木土木事務所 管理課 電話 072-627-1121(代) 関西電力株式会社(コールセンター) 電話 0800-777-8810</p>									
法令に 基づく 制限	市街化区域内													
	都市 計画法	用途地域	第二種住居地域											
		地域地区	—											
		建ぺい率	60%	容積率						200%				
その他の 法令等	・都市計画法(都市計画道路 豊中岸部線区域内)													
その他条件														
供給 処理 施設 の 状況	区分	配管等の状況		照会先及び電話番号										
		対象地周辺	対象地内											
	公営 水道	本管	引込管	吹田市水道部 工務室 給水相談グループ 06-6384-1371										
		有	無											
	電気	配電線	引込線	関西電力(株)(コールセンター) 0800-777-8810										
		有	無											
都市 ガス	本管	引込管	大阪ガス(株) 導管情報センター 06-6202-2141											
	有	無												
公共 下水道	本管	引込管	吹田市下水道部 水循環室 管理担当 06-6384-2068											
	有	無												

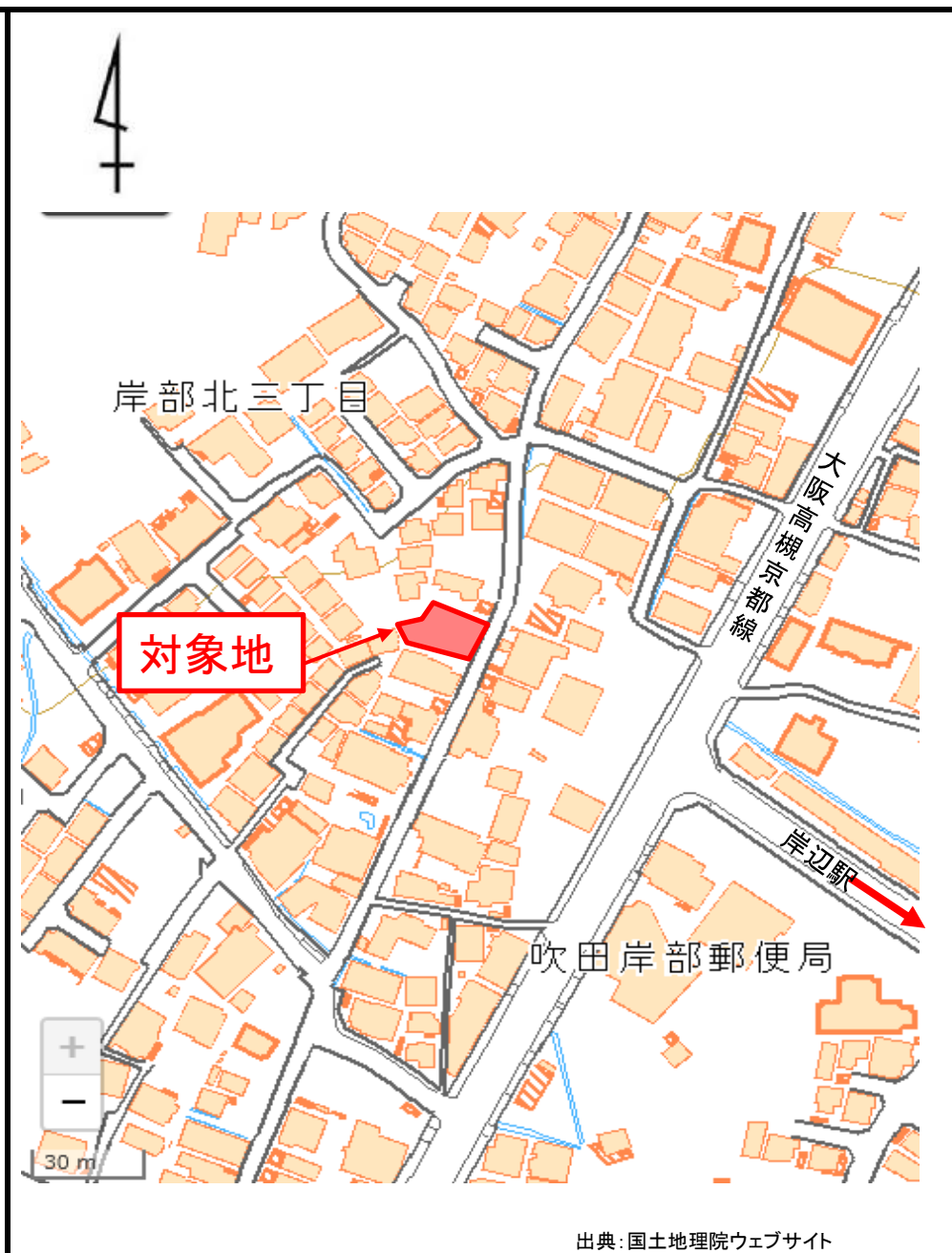
特記事項

- 7 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。また、上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動に必要な費用等については、使用者の負担となります。
- 8 対象地は、過去の公募により落札された現使用者がいます。現使用期間は最長で令和2年4月19日までとなっておりますので、本公募による使用開始日は令和2年4月20日からとなります。また、現地に設置されている施設の一部は、現使用者の所有施設ですので、それらの施設を継続して使用される場合は、使用開始日までにあらかじめ現使用者と譲渡等の協議を行ってください。なお、大阪府は現使用者と本公募により決定された使用者との譲渡契約等には一切関与しません。
また、大阪府所有の施設のうち、対象地の南東側に設置されていたネットフェンスについては、現在、撤去された状態で対象地を現使用者が使用しています。これらのネットフェンスについても、本公募により決定された使用者の使用期間満了等による原状回復措置の対象となりますので、原状回復に当たっては、フェンスを設置してください。
- 9 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て使用者において行ってください。
- 10 対象地外の府所有地(管理フェンスの周辺など)についても、対象地と同様に良好な管理を行ってください。

(1)位置図 (物件番号:第1号)



出典:国土地理院ウェブサイト



出典:国土地理院ウェブサイト

(2) 平面図・丈量図 (物件番号: 第1号)

